

3回目の加盟国協議に諮られているISPM案

木材の国際移動(2006-029)



これまでの経緯

- 2007年 3月 IPPC総会(CPM2)でISPM策定を決定
- 2008年12月 技術パネル(TPFQ)で原案作成
- 2013年 5月 基準委員会が加盟国協議案を承認
- 2013年 7月 1回目加盟国協議
- 2014年 5月 基準委員会が修正案を承認
- 2014年 7月 2回目加盟国協議
- 2015年 3月 IPPC総会(CPM10)に諮られるが不採択
- 2016年 5月 基準委員会が修正、加盟国協議の実施を承認

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

- 木材は、特定の目的地および用途に応じて国際移動するが、その取扱いは木材の由来や最終用途の特定を複雑にさせている。
- 主要木材(種)への有害動植物の関連性を考慮すると、国際的に使用される植物検疫措置に関するガイドラインが必要

基準策定の目的

検疫有害動植物の効果的なリスク管理のため、適切な植物検疫措置の使用における国際調和が図れるガイダンスの提供

本基準の概要

- 木材の有害動植物のリスク評価に関するガイダンスを提供
- さらに、検疫有害動植物のリスクを低減する植物検疫措置について解説

本基準に関する基本情報

基準案の構成

1 木材物品に関する規制有害動植物のリスク

- (1) Round wood(丸太)
- (2) Sawn Wood(製材)
- (3) 機械的に処理された木材製品(ウッドチップ、廃材等)

2 植物検疫措置

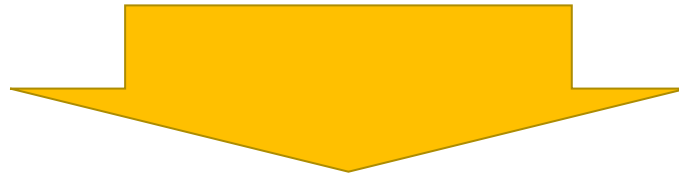
- (1) 剥皮
- (2) 処理
- (3) チッピング
- (4) 検査及び検定
- (5) 病害虫無発生地域
- (6) 病害虫低密度発生地域
- (7) システムズアプローチ

3 用途

4 不適合

CPM10で提出されたフォーマルオブジェクション 【ニュージーランド意見】

要件 (requirement) に各国が措置を調和させるための手続きが含まれておらず、国際基準としては不十分



主な修正点として次の項目を「背景」から「要件」に移動
次の項目を考慮した病害虫危険度解析 (PRA) に基づく適切な
技術的正当性なしに検疫措置をとらないこと

- 木材が生産された場所のペストステータス
- 輸出前の加工の程度
- 木材の表面又は内部の病害虫の生存能力
- 木材の用途
- PRAの対象とした地域において病害虫が定着する可能性

前回協議以降のそのほかの主な変更点

| 変更箇所 | 変更内容 |
|--------|--|
| 要件の概要 | 本基準について、「各製品に関連する主な病害虫のグループを示す一般的な病害虫のリスクプロファイルの概要を述べる」から、「 木材製品に関連する病害虫及びこれらの病害虫リスクを管理するために適用される検疫措置についてのガイドラインを提供する 」に変更。 |
| 樹皮なし木材 | 輸入国が木材に対し樹皮がないことを要求する場合、「樹木の内部に残った樹皮を除き、目に見える形の樹皮があってはいけない」を「 ISPM5で定める樹皮なし木材の定義に適合するもの* 」に変更。 |

* ISPM 5検疫用語集

樹皮なし木材 (bark-free wood) : 維管束・形成層、木節の周囲の内生樹皮及び年輪間の樹皮窪みを除いた全ての樹皮が除去された木材